

堺市補助事業

余剰電力等活用型太陽光発電設備整備事業

募集要項

【令和 8 年度募集】

(単年度事業枠)

令和 8 年 6 月

堺市

補助金を活用した事業の実施にあたって

本事業は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用した間接補助事業です。本事業に応募される方は、本募集要項を十分確認・理解する他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）、堺市補助金交付規則（平成 12 年堺市規則第 97 号。以下「交付規則」という。）及び堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）並びに以下の点をよく理解の上で、補助金受給に関する全ての手続を適正に行うようお願いします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、堺市（以下「市」という。）は、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む。）に不明瞭な点が確認された場合は、補助金の受給者立会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行い、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。あらかじめ補助金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行ってください。
- ⑤ 市が補助金の交付決定を通知する前に発注等を行った経費については、原則として、補助金の交付対象となりません。
- ⑥ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について市の承認を受けなければなりません。
※処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日付大蔵省令第 15 号）に定めるとおりです。
- ⑦ 補助事業に係る資料（申請書類、市が発行する文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日が属する年度の終了後 5 年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。ただし、取得財産等に係る財産管理台帳その他関係書類については、処分制限期間中は保存してください。
- ⑧ 補助事業終了後、発電事業の状況や補助事業の成果等について、市又は環境省が提供を求めた場合は、協力してください。
- ⑨ 採択（交付決定）後、本事業に参画する事業者（PPA 事業者やリース事業者、需要家、EPC 事業者等）や建物の名称、補助事業の概要等を市及び環境省のホームページ等で公表します。

目次

1	事業概要	1
1.1	概要	1
1.2	用語の定義	2
1.3	事業の流れ（単年度事業枠）	3
1.4	補助対象事業	3
1.5	補助事業者	5
1.6	補助対象経費	5
1.7	補助率	8
1.8	留意事項	8
2	事業者申請受付	9
2.1	申請期間	9
2.2	補助対象	9
2.3	申請書類（交付申請）	10
2.4	申請方法	10
2.5	採択及び交付決定	11
2.6	公表	11
2.7	質問受付・回答	11
3	補助事業の実施	12
3.1	補助事業の開始	12
3.2	事業内容の変更	12
3.3	実績報告及び補助金の確定	13
3.4	補助金の支払請求及び交付	13
3.5	補助事業終了後における取得財産等の管理	13
3.6	交付決定の取消、罰則等	14
4	協定締結	15
5	余剰電力の供給	16
6	問合せ先・応募先	16

1 事業概要

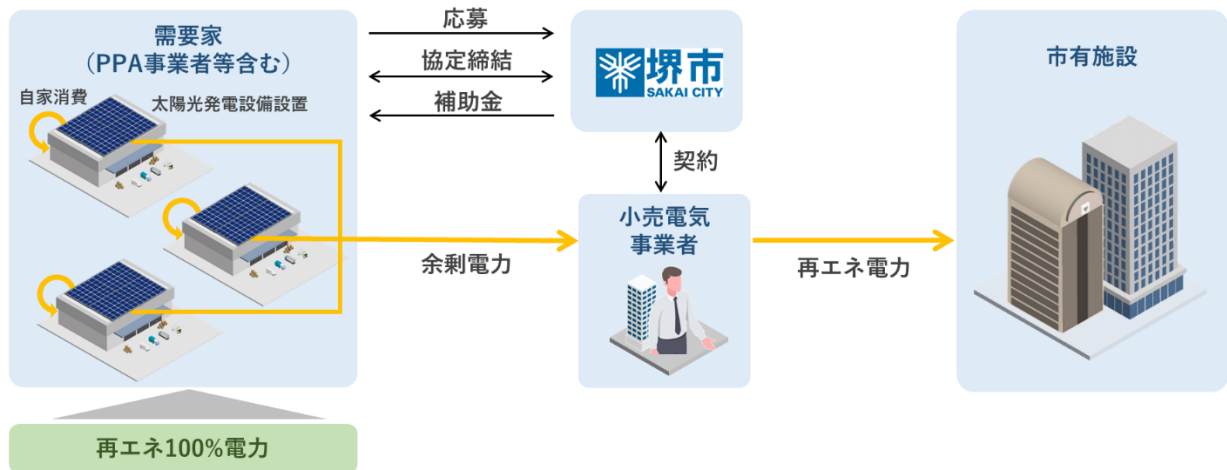
1.1 概要

堺市では、2050年カーボンニュートラルへのステップとして、2030年度までに民生部門における電力使用に伴うCO₂排出実質ゼロの実現をめざし、国の脱炭素先行地域に選定された「堺エネルギー地産地消プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」を実施しています。プロジェクトでは、都市部における再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用し、市内産の再生可能エネルギー由来電力（以下「再エネ電力」という。）を市有施設に供給することとしています。

本事業では、使用電力の再エネ化を図り、プロジェクトにおいて再エネ電力の供給を行う拠点として、補助金を活用して市内の建物に自家消費用の太陽光発電設備を導入し、その余剰電力を提供する事業者を募集します。

本事業は事業実施期間によって2つの採択枠「2か年度事業枠」、「単年度事業枠」を設けています。本募集要項は「単年度事業枠」です。

<事業イメージ>

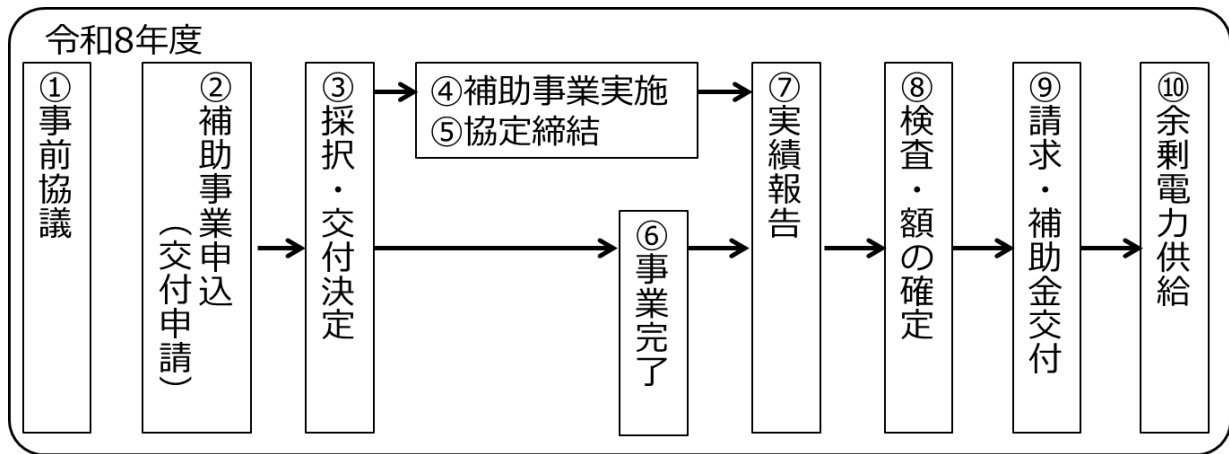


1.2 用語の定義

本募集要項における用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
太陽光発電設備	太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー（PCS）、需要家に電力を供給するために必要な機器及び送配電事業者の系統に接続するために必要な機器等の設備。
需要家	太陽光発電設備を設置する建物（住宅を除く。以下同様。）において電力を使用する者。（当該建物で使用する電力の供給契約を締結する権原を有する者を含む。）
PPA 事業者	需要家と PPA（電力供給契約）を締結し、建物に設置した太陽光発電設備で発電した電力の供給を行う者。
リース事業者	需要家とリース契約を締結し、建物に太陽光発電設備を設置・運用して月々のリース料を需要家から受け取る者。
EPC 事業者	太陽光発電設備の設計（Engineering）、調達（Procurement）、建設工事（Construction）の 3 つの工程を一括して請け負う者。
建物所有者	太陽光発電設備を設置する建物を所有している者。（当該建物への太陽光発電設備の設置を決定する権原を有する者を含む。）
余剰電力	太陽光発電設備で発電した総発電量のうち、需要家が消費できずに余る電力。（全量自家消費用太陽光発電設備と全量売電用太陽光発電設備を切離して導入する場合は、全量売電用太陽光発電設備で発電する電力を指す。）
小売電気事業者	複数の太陽光発電設備の余剰電力を束ねて、市有施設に再エネ電力として供給する者。
再エネ 100%電力	全てが再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力。（小売電気事業者等の再エネメニューの活用又は再エネ等電力証書（地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量）の活用による調達を含む。）

1.3 事業の流れ（単年度事業枠）



ステップ	説明
①事前協議	本事業への申請前に市と事業計画等について協議を行ってください。 (事業内容、補助要件等の確認)
②補助事業申込 (交付申請) (令和8年11月30日まで)	事業者が市に補助事業の申込を行います。
③採択・交付決定	市が申込内容を審査し、採択された場合は、補助金の交付決定を行います。
④補助事業実施	交付決定後、補助事業者が太陽光発電設備の設置工事を行います。
⑤協定締結	補助事業者等と市が地域脱炭素の推進に関する協定を締結します。 (⑨の請求までに締結を行う。)
⑥事業完了 (令和9年1月31日まで)	導入した全ての補助対象設備の引渡し及び検収を完了し、補助事業者から 施工業者などに対する補助対象経費の全ての支払いを完了します。
⑦実績報告 (事業完了後30日以内)	補助事業の完了後、補助事業者が補助事業の実績報告を行います。
⑧検査・額の確定	市が書類・実地検査等を行い、補助金の額を確定します。
⑨請求・補助金交付	補助事業者が補助金の支払請求を行い、市が補助金を交付します。

1.4 補助対象事業

次の要件を全て満たす事業を補助対象事業とします。

- ア 太陽光発電設備を PPA 方式、リース方式又は自己所有方式により新規に設置し、需要家が自家消費を行うものであること。
- イ 太陽光発電モジュールを屋根等に設置するものであること。
- ウ 太陽光発電設備の年間発電量に占める年間自家消費量の割合が、30%以上 80%未満であること。
- エ 第三者への売却を前提とした設備の設置を行わないこと。

- オ 原則として 20 年間、市が指定する小売電気事業者に太陽光発電設備で発生した余剰電力を売却する契約等が締結されること。また、当該小売電気事業者への売電価格は 8 円/kWh（消費税及び地方消費税を除く。）とすること。
- カ 市と地域脱炭素の推進に関する協定が締結されること。
- キ 2030 年度までに太陽光発電設備を設置した建物で使用される全ての電力を市内産の再エネ 100%電力に切り替えること。
- ク 各種法令等を遵守した設備であること。
- ケ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
- コ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- サ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- シ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- ス 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- セ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の①から⑪の事項を全て遵守していることを確認すること。
- ① 地域住民や市と適切なコミュニケーションを図り、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - ② 関係法令及び条例の規定に従い、設計・施工を行うこと。
 - ③ 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
 - ④ 設備に関しては「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）に準拠して設置すること。
 - ⑤ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - ⑥ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - ⑦ 接続契約を締結している送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - ⑧ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - ⑨ 補助対象設備を処分する際は、関係法令（市条例を含む。）の規定を遵守すること。
 - ⑩ 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等により確保する計画を策定すること。また、その計画に従い適切に積立等を行い、発電事業終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
 - ⑪ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- ソ PPA の場合、補助額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が大阪府内に本社を

有する企業の場合は、控除額を補助額相当分の 9/10 とすることができる)。

- タ リース契約の場合、補助額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- チ ソ又はタの場合、サービス料金又はリース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- ツ 令和 9 年 1 月 31 日までに事業を完了すること。
- テ 需要家の企業規模が中小企業又は中堅企業（従業員数 2,000 名以下の企業）であること

1.5 補助事業者

次の要件を全て満たす申請者を補助事業者とします。

- ・市の採択を受け太陽光発電設備を設置する者
- ・本事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者
- ・本事業により堺市内に設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間を超えて、継続的に使用する者
- ・本事業により取得した補助対象設備を、市が交付要綱で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効率的に運用する者
- ・補助事業の終了後、市又は環境省の求めに応じて、発電事業の状況等について報告できる者
- ・会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な者
- ・市税を滞納していない者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない者
- ・補助事業者が法人の場合にあっては、その役員（暴対法第 9 条第 21 号ロに規定する役員等をいう。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者

1.6 補助対象経費

補助対象経費は、太陽光発電設備の設置に要する工事費、設備費、業務費及び事務費とします（下表参照）。なお、施工単価が 20 万円/kW（パネル重量 5kg/m² 以下の場合は 25 万円/kW）を超える部分については補助対象経費から除外します。

区分	費目	細分類	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとします。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上で、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とします。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいい

区分	費目	細分類	内容
			ます。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とします。
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいいます。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、システムを用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とします。））</p>
	(間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいいます。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定します。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定します。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵堀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定してください。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいいます。</p>
	測量及び試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいいます。</p>

区分	費目	細分類	内容
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいいます。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいいます。（事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含む。）
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、消耗品費及び備品購入費をいいます。

【補助対象経費の考え方】

- ・ 補助対象設備は、関係法令に基づき、太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等によって構築されるものであって、送配電事業者の系統に接続するために必要な構成による設備を原則とします。
- ・ 施工単価は次式により算出してください。

$$\text{施工単価 (円/kW)} = \frac{\text{工事費} + \text{設備費} + \text{業務費} + \text{事務費 (円)}}{\text{補助対象設備の定格出力 (kW)} \quad (\text{DC ベース}^{\ast})}$$

※太陽光発電モジュールの合計出力

【留意事項】

- ・ 原則として、交付決定前に契約・発注等を行った経費は補助対象外となります。ただし、補助対象設備の系統連系に要する工事費負担金契約に係る工事費負担金についてのみ、補助対象経費として認めるものとします。
- ・ 補助対象設備の設置に合わせて行われる、建物屋根の防水・改修工事や既存設備の移設・撤去・処分費、既存建物の解体・撤去に伴う除去費、建物躯体の補強工事費等は補助対象外となります。
- ・ 接続検討結果等の回答を得ていない場合は、工事費負担金の額は見込額（上限 1.35 万円/kW。DC か AC いずれか低い方の小数点以下を切り捨てた kW 単位で計算。）で申請することができます。ただし、見込額をもって申請した場合は接続契約の締結等により当該工事費負担金の額が確定した後、確定した額と申請時の見込額のいずれか低い額を補助対象経費とします。
- ・ 接続検討結果等の回答により示された工事費負担金の額をもって申請した場合であって、接続契約の締結によりその額に変更があった場合には、変更後の金額を補助対象経費とします。
- ・ 系統連系手続に関する、送配電事業者に対する接続検討申込の事前相談に要する経費等、工事費負担金以外の経費は補助対象外となります。
- ・ 余剰電力の売電に必要な計測・制御機器の設置費用についても補助対象となります。なお、機種については、市が指定する小売電気事業者が指定する機器を設置する必要がありますので、申請前に指定の小売電気事業者へ設置が必要な機器や費用等についてご確認ください（小売電気事業者の連絡先は市へお問い合わせください。）。
- ・ 消費税及び地方消費税、振込手数料は補助対象外となります。

1.7 補助率

補助率は、設置する太陽光発電設備の余剰率[※]に応じ、次表に定めるとおりとします。

余剰率	補助率
40%以上 70%未満	1/2
30%以上 40%未満	1/3
20%以上 30%未満	1/4

※総発電量に占める余剰電力量の割合。算出方法は別紙 1「計画発電量等計算ファイルの使い方」参照。

1.8 留意事項

- ・本事業への参画に要する費用は全て補助事業者の負担とします。
- ・本募集要項に記載の要件を満たさない場合は補助金が交付されないため、申請前によくご理解ください。
- ・申請後に補助事業として採択されない又は補助金の交付決定後に交付要件を満たさない等により、本事業に参画できなくなった場合でも市は一切の責任を負いません。
- ・太陽光発電設備を導入する建物が新築・移転直後など、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの建物の電力使用量の30分値実績値がない場合については、事務局へご相談ください。

2 事業者申請受付

2.1 申請期間

令和8年6月4日（木）から令和8年11月30日（月）17時まで【先着順】

【留意事項】

- ・ 本事業は予算の範囲内で実施しますので、補助金交付申請予定総額が予算の範囲を超える見込みがある等の場合は、早期に募集を終了することがあります。
- ・ 本事業は事業実施期間によって2つの採択枠（①2か年度事業枠、②単年度事業枠）を設けています。補助金交付申請予定総額が各採択枠の上限に達した時点で、当該枠の募集を終了します。「2か年度事業枠」については、2か年度事業枠用の募集要項をご確認ください。
- ・ 原則として、単年度事業枠で事業着手した後に2か年度事業枠に変更することはできません。

2.2 補助対象

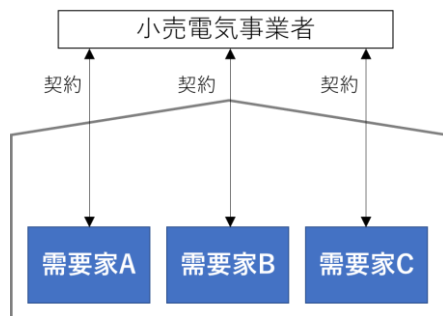
堺市内に所在する建物（住宅を除く。）に太陽光発電設備を設置するPPA事業者、リース事業者、需要家等

【留意事項】

- ・ 自己所有以外の場合は、PPA事業者又はリース事業者が代表事業者となり、需要家と共同で申請してください。
- ・ 建物所有者が需要家と同一の者でない場合は、本事業に申請することについて建物所有者の同意を得てください（建物所有者が複数存在する場合は全ての者の同意が必要）。
- ・ 需要家が複数存在する場合は以下の取扱いとしてください。

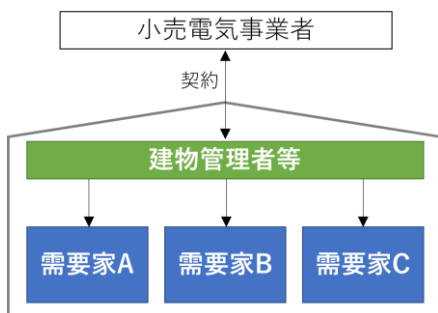
<それぞれの需要家が個別に小売電気事業者と電気供給契約を締結している場合>

→全ての需要家と共同で申請



<建物管理者等が小売電気事業者と電気供給契約を締結している場合>

→建物管理者等を需要家とみなして申請（建物管理者等は全ての需要家に同意を得ることが条件）



2.3 申請書類（交付申請）

本事業に申請する場合は、次に示す書類を提出してください。なお、交付決定前に契約・発注等が行われた経費は、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

<申請書類>

番号	書類名称	様式
1	補助金交付申請書【様式第1号】	指定
2	事業計画書【様式第2号】	指定
3	収支予算書【様式第3号】	指定
4	役員情報届出書【様式第4号】※法人その他の団体の場合	指定
5	前年度決算書 ※法人その他の団体の場合	自由
6	工事に係る実施設計書（配置図、単線結線図）	自由
7	補助対象経費等が把握できる書類 ・経費内訳【様式 B-1】 ・経費内訳表【様式 B-2】 ・需要家への補助金の控除方法【様式 B-3】	指定
	・見積書の写し（2者以上） ・導入機器の仕様書	自由
8	納税状況確認同意書【様式第5号】	指定
9	関係情報一覧表【様式 B-5】	指定
10	事業実施体制表 （需要家、建物所有者、PPA 事業者等の関係を図で示したもの（電力の利用に関する契約等の関係も含む。）及び各々の役割がわかるもの）	自由
11	事業工程表	自由
12	太陽光発電設備に係る計画発電量等の計算書【様式 B-4】 （計算方法は別紙 1「計画発電量等計算ファイルの使い方」参照）	指定
13	・建物の電力使用量の 30 分値 （令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの実績値） ・電気料金明細書（令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月分）	自由
14	関西電力送配電株式会社からの接続検討回答書の写し又は接続検討の状況が分かる書類	自由
15	誓約書【様式 B-6】	指定
16	太陽光発電設備の設置に関する同意書【様式 B-7】	指定
17	再エネ 100%電力の調達に関する同意書【様式 B-8】	指定

※上記以外の書類の提出を求める場合があります。

2.4 申請方法

申請書類を「6 問合せ先・応募先」まで電子メールで提出してください（メール送信後、必ず電話でメール到達確認を行ってください）。

申請書類提出期限：令和 8 年 11 月 30 日（月） 17 時 00 分

2.5 採択及び交付決定

市が申請書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認められたときは、申請者（補助事業者）に交付決定通知書にて通知します。

交付決定を受けた後に、事業を実施してください。

2.6 公表

交付決定を受けた場合は、プロジェクトの提案書（市作成）に補助事業者、補助事業を実施する建物、需要家の名称や事業内容等を掲載します。同提案書は、市や環境省のウェブサイトにて公表されます。また、市や環境省がセミナー等で取組事例として発表する場合があります。あらかじめご了承ください。

2.7 質問受付・回答

本事業に関する質問がある場合は、「6 問合せ先・応募先」まで電子メールで提出してください。

3 補助事業の実施

3.1 補助事業の開始

補助事業に係る契約・発注等は、交付決定後に行ってください。交付決定前にすでに発注等を完了させた経費については、系統連系に要する工事費負担金契約に係る工事費負担金を除き、補助金の交付対象とはなりません。

また、補助事業者は、事業の実施に当たっては、原則として、2者以上への見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定してください。なお、見積依頼等によることが困難又は不適當である場合は、その選定理由を明らかにした選定理由書を整えてください。

【留意事項】

- ・当該契約・発注に係る見積依頼・競争入札については、交付決定前の実施も有効とします。
- ・原則として、見積依頼先に同一資本関係にある法人（関係会社等）が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得してください。
- ・補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、原価をもって補助対象経費に計上してください（製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります）。

3.2 事業内容の変更

交付決定後に補助事業の内容を変更しようとする場合は、様式第7号に必要書類を添えてあらかじめ市の変更承認を受けてください。市の承認を受けることなく当初の事業内容と異なる事業を行った場合は、補助金の支払いが認められないことがあります。また、市の変更承認後に、変更に係る内容について事業着手してください。

なお、補助事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに市に報告を行ってください。補助事業の目的や募集要項に示した要件、交付要綱に沿わない事業内容の変更等については、承認しない場合があります。

また、補助金の申請時点において、接続検討結果等の回答を得ていた場合は、当該回答を得ていた補助対象設備に係る工事費負担金について、変更を認めます。ただし、本事業の予算の範囲内で対応するため、予算の執行状況によっては増額変更に応じられない場合があります。

【留意事項】

- ・交付決定後に補助対象設備の仕様や規模等を変更する場合には、速やかに変更承認の手続きを行ってください。なお、これらの変更は、交付決定額を超えず、本募集要項に示す要件を満たし、余剰率及び事業実施可能性が変更前と比べて同等又は改善されると認められる範囲に限って承認するものとします。
- ・変更前と比べて余剰率が改善された場合でも、本事業の予算の範囲内で対応するため、予算の執行状況によっては交付額の増額変更に応じられない場合があります。
- ・交付決定後は補助対象設備を設置する建物の変更を認めません。
- ・上記の取扱いは、事業計画の履行の不確実性があることを了承するものではないため、本趣旨を鑑みて補助事業の計画を策定するよう留意してください。なお、不確実な計画により補助事業が変更・遅延・中止した場合、補助金の支払いが認められない場合があります。

3.3 実績報告及び補助金の確定

(1) 補助事業の完了

原則として、補助事業者が、補助対象設備による運転を開始し、補助対象設備の調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。補助事業者は、令和9年1月31日までに補助事業を完了させてください。全国的な納期遅延等やむを得ない事情により、期日までに事業の完了が困難となった場合は、速やかに市へ相談してください。

(2) 実績報告及び補助金の確定

補助事業者は、事業完了日から30日以内に、実績報告書【様式第17号】を提出してください。

市は、実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知します。

なお、申請どりの設備が設置されていないなどの場合は、補助金の減額や不交付とすることがあるので注意してください。交付すべき補助金の額の確定に際しての検査に当たっては、支出した経費が、補助事業に使用されたことが確認できる資料を確認します。

<提出書類>

- ・ 事業実施報告書【様式第18号】
- ・ 収支決算書【様式第19号】
- ・ 経費内訳表【様式B-2】(更新版)
- ・ 工事に係る完了届、工事写真、完成図書
- ・ 納品書、出荷証明書
- ・ 支払いを証する書類
- ・ 取得財産管理台帳
- ・ その他必要な書類

【留意事項】

- ・ 補助対象経費に計上しているもので、請負又は委託契約(ただし、税込100万円以上の取引に限る。)をしている場合は、契約先の事業者名、住所、補助事業者との契約関係、契約金額及び契約内容を記述した資料を提出してください。

3.4 補助金の支払請求及び交付

補助事業者は、市から確定通知書を受理した後、速やかに補助金交付請求書【様式第21号】を提出してください。市は、補助金交付請求書を受理した後、補助事業者に補助金を交付します。

【留意事項】

- ・ 補助金は精算払とし、原則として事業途中での概算払は行いません。

3.5 補助事業終了後における取得財産等の管理

補助事業者は、補助事業の終了後においても、本事業により取得した補助対象設備を市が交付要綱で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、効率的な運用を行

ってください。

本事業により取得した補助対象設備を処分制限期間内に処分（一部又は全部に限らず、転用、譲渡、交換、貸付け、廃棄、取壊し又は担保に供すること）しようとするときは、補助金財産処分承認申請書【様式第 22 号】を提出し、あらかじめ市の承認を受けなければなりません。その場合、補助金の返還が発生する場合があります。なお、処分制限期間内に補助事業により整備した補助対象設備を他者に承継することは、処分に該当します。

3.6 交付決定の取消、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、補助金適正化法、交付規則、交付要綱、募集要項に定めた要件及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、交付決定の取消、補助金適正化法に基づく罰則、すでに交付された補助金の返還等の措置が講じられることになります。

【留意事項】

- ・ PPA やリース契約の場合、補助事業の完了後、補助事業者（PPA 事業者やリース事業者）、需要家の間で交わされた電気の利用に関する契約等の期間が終了するまでの期間、補助金申請に係る誓約事項に反する事案や虚偽申請、上記の違反が判明した場合には、天変地異等のやむを得ない場合を除いて、補助金の交付決定の取消及び補助金の返還を求めます。
- ・ 需要家や建物所有者に起因して補助対象要件を満たさなくなる等、補助事業者に帰責性がない場合の補助金の返還に係る負担は、起因者に責を負わせる旨の契約を締結するなど、事業者間であらかじめ調整を図ってください。

4 協定締結

市、需要家及び PPA 事業者等で地域脱炭素の推進に関する協定を締結します。具体的には、脱炭素先行地域計画「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の円滑かつ効果的な実施を図るための協定となります。

<協定における各者の役割例>

○市

・本事業の参画者をはじめとする市内需要家が市内産の再エネ 100%電力を調達できるようにするため、地産電力を市内の需要家へ供給する仕組みを構築すること。

○需要家、PPA 事業者等共通

・プロジェクトの進捗管理に必要な情報を市に提供すること。

・市の情報発信等の活動に協力すること。

○需要家

・市が指定する小売電気事業者に余剰電力を売却すること。

・市が指定する小売電気事業者等に発電量及び余剰電力等の情報を提供すること。

・本事業で採択を受けた建物で使用する全ての電力を 2030 年度までに市内産の再エネ 100%電力に切り替えること。

・市内産の再エネ 100%電力調達の実施者として情報発信を行うこと。

○PPA 事業者等

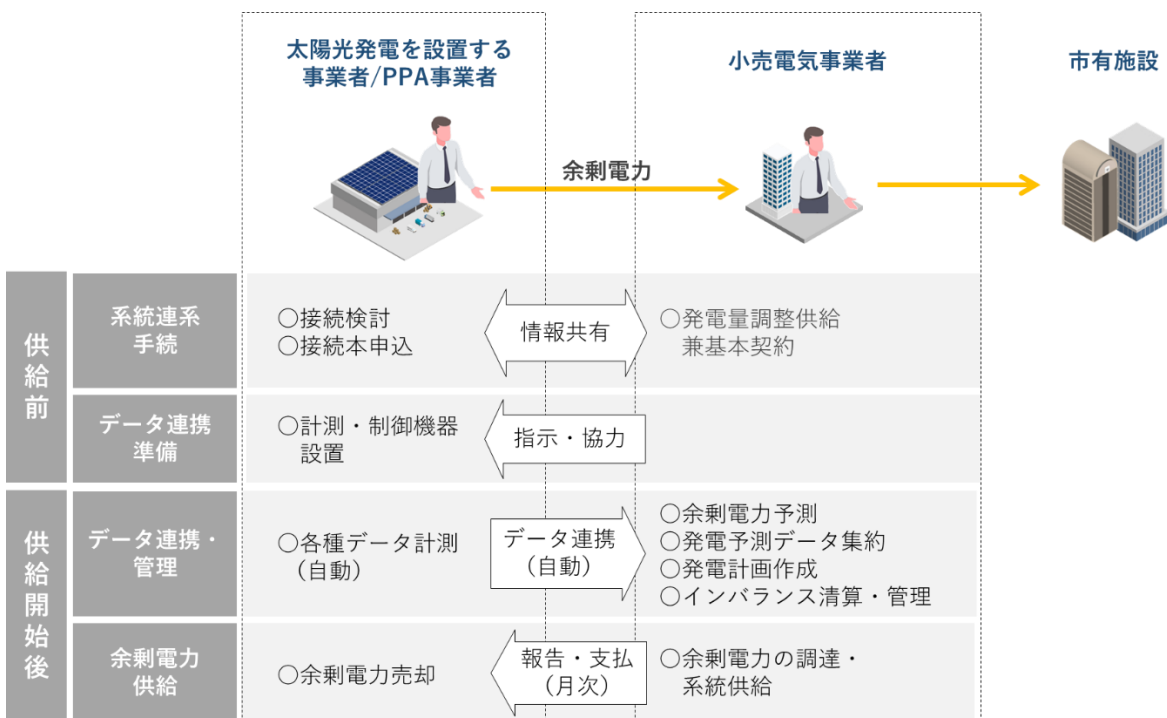
・市が指定する小売電気事業者に余剰電力を売却すること。

・市が指定する小売電気事業者等に発電量及び余剰電力等の情報を提供すること。

5 余剰電力の供給

- ・本事業により設置した太陽光発電設備で発生した余剰電力については、市が指定する小売電気事業者がアグリゲーションを行い、市有施設に供給します。
- ・余剰電力の供給開始前に、補助事業者は、余剰電力の系統連系に係る手続を行う他、小売電気事業者との売電契約の締結、小売電気事業者が送配電事業者と締結する発電調整供給契約等の諸手続への協力、余剰電力の売電に必要な計測・制御機器（機種は小売電気事業者が指定。設置費用等は小売電気事業者にご確認ください。）の設置等を行ってください。
- ・余剰電力の売電に必要な計測・制御機器の機種については、市が指定する小売電気事業者が定める機器を設置する必要がありますので、事前に指定の小売電気事業者へ設置が必要な機器や費用等についてご確認ください（小売電気事業者の連絡先は市へお問い合わせください。）。
- ・余剰電力の供給開始後は、発電量等の各種データ計測と小売電気事業者へのデータ連携を行ってください。売電費用については、月毎の余剰電力量の実績を基に小売電気事業者から支払われます。
- ・必要に応じて、市から小売電気事業者へ、申請時の電力デマンド 30 分値や計画年間発電量、余剰電力量等のデータを共有することがあります。ご了承ください。

<余剰電力の供給に関する役割（イメージ）>



6 問合せ先・応募先

堺市環境局カーボンニュートラル推進部 脱炭素先行地域推進室

TEL : 072-340-2095 FAX : 072-228-7063

E-mail : kanene@city.sakai.lg.jp